



埼玉県発行

目次

訓令

○職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

告示

(人事課)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (中央創造)

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (")

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (東部創造)

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (")

○ " (北部創造)

○ " (")

○平成十九年度埼玉県特別機動援助隊合同訓練会場設営・撤去及び運営業務委託に関する入札公告 (消防防災課)

○大規模小売店舗の新設に関する告示 (商業支援課)

○川島町営土地改良事業小見野地

区(基盤整備促進事業(農道)計画変更施行協議の適否決定の縦覧 (東松山農林)

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)

○ " (")

○ " (")

○土地収用法による事業認定 (")

○建設業法第二十八条第三項に基づく営業停止処分(建設業課)

○ " (")

○嵐山町平沢土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整備課)

○上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地の一般競争入札による処分の公告 (伊奈新都市建設事務所)

○荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん収集運搬業務に関する入札公告

○ " (")

○(荒川左岸南部下水道事務所)

○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その3に関する入札公告

(荒川右岸下水道事務所)

○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その4に関する入札公告

○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その2に関する入札公告

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

○ " (")

○建築基準法に基づく公開による

意見の聴取告示(建築指導課)

○県道川越入間線の区域の変更 (川越県土)

○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土)

○ " (東松山県土)

○ " (")

○ " (")

○ " (")

○ " (")

○ " (")

○ " (")

○ " (")

○ " (")

○ " (")

○ " (")

訓令

埼玉県訓令第二十四号

職員 埼玉県労働委員会事務局
職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年十二月十四日

職員 埼玉県教育委員会定例会の招集
職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県知事 上田清司

別表防災航空センターの項休憩時間の欄中「8時」としを「8時又は8時15分」としに改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千八百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わらび学びあい

カレッジ

三 代表者の氏名

植田 政明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蕨市中央四丁目二番二九号

蕨市民会館内

五 定款に記載された目的

この法人は、蕨市民を中心にした人々に対し、生涯学習に関する事業を行い、市民自らが創る生涯学習の実践によって、市民文化の一層の向上を図り、地域社会における豊かな文化都市の創造に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千八百十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創

造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人家事等助けサ

ポートQ

三 代表者の氏名

田中 一成

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市上青木西一丁目二〇番

三号

五 定款に記載された目的

この法人は、手助けを必要とする人々に対して、困った時は、お互いさまの助け合いの精神に基づき、地域の住民が安心して暮らすことのできる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千八百十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さわやか

たす

けあい 草加

三 代表者の氏名

佐藤 良子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市谷塚町五百九十五番地

二

五 定款に記載された目的

この法人は、たすけあい精神に基づき、受け手と担い手との対等な関係を保ちながら、地域に根ざした介護、介助サービスを提供することによって、すべての人々が健康で安心して暮らし、いくことの出来る地域社会づくりと

福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千八百十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ゆめネット

三 代表者の氏名

下安 賢治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市栄町三丁目四番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、病院で入院生活を送る児童・生徒に対して、地域に根ざし、心のこもった激励活動や学習支援事業を行い、全ての子ども達が平等で健康に暮らせるまちづくりや社会福祉の増進、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千八百十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センター行田支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

称

特定非営利活動法人チャレンジプロ

ジェクト

三 代表者の氏名

東 隆俊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市大字前谷七百八十五番

地七

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会において、いきいきと人々がチャレンジできる社会構築をめざし、福祉の増進や社会教育の推進に関する事業等を行うことで地域の発展と活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千八百十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十一月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こどもとおはなしの家

三 代表者の氏名

金子 京子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市上柴町東二丁目三十一番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、児童の放課後の生活の場の運営を中心に、昔話や本の語り・体験学習などを通して、子どもたちが生き方をみつめ、社会に貢献する気持ちを育むことに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千八百十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県北部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))にのり縦覧に供する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人よもぎの会
代表者の氏名

東原 美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市東方三千六百八十番地

十四

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある方々が豊かに暮らせる地域社会を創造すること、福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千八百十七号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

平成19年度埼玉県特別機動援助隊合同訓練会場設営・撤去及び運営業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成20年2月1日(金)まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級、B等級又はC等級のいずれかに格付けされた者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 国又は日本国内の地方公共団体が実施した防災訓練、消防救助訓練又は消防救助大会の会場設営・撤去及び運営を受託し、完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課消防広域担当 電話048-830-3167

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法及び交付期間

ア 交付方法
上記(1)の交付場所において交付する。

イ 交付期間

平成19年12月14日(金)、17日(月)、18日(火)及び19日(水)とし、それぞれ午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間帯とする。

(3) 入札説明会の場所及び日時

- ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階災害情報連絡室
- イ 日時
平成19年12月21日(金) 午前10時
- (4) 入札・開札の場所及び日時
 - ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階災害情報連絡室
 - イ 日時
平成19年12月26日(水) 午前10時
- (5) 郵送による場合の入札書のあて先及び受領期限
 - ア あて先
埼玉県危機管理防災部消防防災課消防広域担当
 - イ 受領期限
平成19年12月25日(火)
- 4 その他
 - (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - (2) 入札者に要求される事項
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。
 - (3) 入札の無効
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
 - (4) 契約書作成の要否
 - 要
 - (5) 落札者の決定方法
 - 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (6) 手続における交渉の有無
 - 無
 - (7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- ~~~~~
- 埼玉県告示第十八百十八号**
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり繰覧に供する。
- 平成十九年十二月十四日
- 埼玉県知事 上田 清司
- 一 届出の概要等
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) IKEA新三郷
三郷市彦成字上深田千三百八の二十、千八百六十七の十一
 - ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大規模小売店舗の設置者
IKEA Property, S.L.I.
日本における代表者 ルドルフ・ストロイスニツヒ

千葉県船橋市浜町二丁目三番三十号五階
大規模小売店舗において小売業を行う者
イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ラース・ペーテルソン
千葉県船橋市浜町二丁目三番三十号五階
大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年十一月十七日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二万五千七百二十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

店舗棟(屋上) 位置 図面省略 収容台数 八一八台
駐車場棟 位置 図面省略 収容台数 一、六九一台
合計 二、五〇九台

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場一 位置 図面省略 収容台数 二九二台(自転車用)
駐輪場二 位置 図面省略 収容台数 二〇台(二輪車用)
合計 三一二台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設一 位置 図面省略 面積 三、九五四平方メートル
荷さばき施設二 位置 図面省略 面積 七三八平方メートル
合計 四、六九二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設一 位置 図面省略 容量 一五三立方メートル
廃棄物等保管施設二 位置 図面省略 容量 八立方メートル
合計 一六一立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
平日午前九時(土日祝日午前八時)から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯
平日午前八時三十分(土日祝日午前七時三十分)から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置
位置 図面省略 出入口 四箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設一 午前四時から翌午前〇時
荷さばき施設二 午前六時から午後十時
届出年月日
平成十九年十二月四日

二 縦覧期間

平成十九年十二月十四日から平成二十年四月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十二月十四日から平成二十年四月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千八百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、川島町長からの町営土地改良事業小見野地区(基盤整備促進事業(農道)計画変更の協議を平成十九年十二月三日に適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間

平成十九年十二月十七日から平成二十年一月二十一日まで

二 縦覧場所
川島町役場

埼玉県告示第千八百二十号

測量計画機関の長である秩父市長栗原稔から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

秩父市

二 作業種類

公共測量(基準点の座標変換作業)

三 作業地域

旧秩父市全域

四 作業期間

平成十九年十二月五日から平成二十年二月二十八日まで

埼玉県告示第千八百二十一号

測量計画機関の長である新座市長須田健治から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量(土地区画整理現況図作成及び地区界測量)

三 作業地域

新座市新堀二丁目地内

四 作業期間

平成十九年十二月三日から平成二十年三月二十五日まで

埼玉県告示第千八百二十二号

測量計画機関の長である新座市長須田健治から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量(土地区画整理事業調査)

三 作業地域

新座市栄二丁目及び池田四丁目地内

四 作業期間

平成十九年十二月三日から平成二十年三月二十五日まで

埼玉県告示第千八百二十三号

測量計画機関の長であるさいたま市長相川宗一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量(一級水準測量)

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成十九年十一月二十七日から平成二十年三月十九日まで

埼玉県告示第千八百二十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 起業者の名称

草加市

二 事業の種類

一建設事業
(仮称)草加市立新田西文化センター

三 起業地

イ 収用の部分

埼玉県草加市清門町字北地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

イ 法第二十条第一号要件(収用適格事業)

(仮称)草加市立新田西文化センターは、法第三条第二十二号に規定する「社会教育法による公民館」に該当する。

ロ 同条第二号要件(起業者の意思と能力)

本申請事業の起業者は草加市であり、事業遂行について既に法的及び経済的措置を講じており、本申請事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

ハ 同条第三号要件(事業計画の公益性)

(1) (仮称)草加市立新田西文化センター建設事業の妥当性(得られる利益)

草加市は、『快適都市―草加―』の実現を目指し、市民と行政のパートナーシップによるまちづくり

を進めている。この中で「豊かな心を育む生涯学習の推進」として、学習者の意思を尊重し、生きる力を育み、草加らしい豊かなまちづくりにつながる生涯学習の推進に取り組んでいる。その拠点施設として公民館・文化センター六館を配置し、各種事業を展開している。

しかし、草加市の北西部を対象区域とする新田西公民館は、現在築三十五年が経過し施設の老朽化が激しい上、狭あいで利用がしにくく、多様化する市民の学習要望に応えることが困難となっている。

また、新田西公民館の対象区域では、従来から他地域と比べ市民がスポーツを楽しむ場の不足が指摘され、地域住民の心身の健康づくりに向けて、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる場の確保が必要となっている。しかし、現在の新田西公民館の敷地は狭あいで、拡張も困難である。

そこで、新田西公民館の対象区域である草加市清門町字北地内に、(仮称)草加市立新田西文化センターを建設することは、きわめて妥当である。

(2) 環境への影響(失われる利益) 建設予定地は畑及び雑種地であり、特に高い経済的価値は認められず、環境への影響も軽微であると認められる。

二 同条第四号要件(土地を収用することの必要性)

本申請事業により、快適な学習・交流施設が提供され、まちづくりやボランティア活動、コミュニティ活動、世代間交流、地域課題の学習、文化活動、スポーツ・レクリエーションなど、幅広い、活力ある市民活動が展開されることとなり、住民の受ける利益は大きく、公益に資することはきわめて大きい。土地を収用する必要がある。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

草加市教育委員会生涯学習部生涯学習課

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成十九年十二月十日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

株式会社中村開発

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県ふじみ野市亀久保六百六十二番地の二十一

ハ 代表者の氏名

中村 栄孝

ニ 許可番号

埼玉県知事許可(般一七)第二〇一七一号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止(建設業の営業のうち民間工事に係るものについて平成十九年十二月二十五日から同月三十一日までの七日間)

四 処分の原因となった事実

株式会社中村開発は、法第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結した。このことは、法第二十八条第一項第六号に該当する。

埼玉県告示第千八百二十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成十九年十二月十日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

埼玉県告示第千八百二十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

イ 商号

株式会社陸斗

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県入間郡三芳町大字上富千五百四十七番地五

ハ 代表者の氏名

中村 梨沙

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止（建設業の営業のうち民間工事に係るものについて平成十九年十二月二十五日から同月二十七日までの三日間）

四 処分の原因となった事実

株式会社陸斗は、法第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第一条の二第一項で定める金額以上の建設工事を請け負い施工した。
このことは、法第二十八条第二項第二号に該当する。

埼玉県告示第八百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、嵐山町平沢土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田 清司

退任した理事の氏名及び住所

氏 名 住 所

根岸 一雄 嵐山町大字菅谷十二番地一

埼玉県告示第八百二十八号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉

ロ 入札物件番号二

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業百二十街区二画地及び十五画地（北足立郡伊奈町大字小針内宿九百八十一番地外）

(2) 地積

九百五十二・二〇平方メートル

(3) 予定価格

五千六百六十六万三千四百八十八円

ハ 入札物件番号三

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業百九十八街区七画地（北足立郡伊奈町大字小針内宿六百五十番地外）

(2) 地積

三百四十七・九二平方メートル

(3) 予定価格

二千九百七十一万二千三百六十八円

ニ 入札物件番号四

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業二百十五街区四画地（北足立郡伊奈町大字羽貫二百五十八番地外）

(2) 地積

七百一十一・六四平方メートル

(3) 予定価格

四千八百六十七万六千七百七十六円

ホ 入札物件番号五

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業二百五十九街区三画地（北足立郡伊奈町大字小針内宿千三百十九番地外）

(2) 地積

六百六十二・六〇平方メートル

(3) 予定価格

千二百六十一万七千七百六十円

二 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続の申立てがなされている者

ニ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(1) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(4) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(7) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(8) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(9) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(10) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(11) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(12) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(13) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(14) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(15) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(16) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 都道府県税(都道府県民税・法人都道府県民税・法人事業税・個人事業税)の滞納がある者

ヘ 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間
平成二十年一月二十一日(月)から同月二十五日(金)まで
午前九時から正午まで及び午後一時から五時まで

ロ 場所

北足立郡伊奈町大字小室九千四百五十四番地一 埼玉県伊奈新都市建設事務所

四 入札及び開札の日時及び場所

イ 日時

(1) 入札物件番号一
平成二十年二月十五日(金)午前十時

(2) 入札物件番号二

平成二十年二月十五日(金)午

前十一時

(3) 入札物件番号三

平成二十年二月十五日(金)午

後一時三十分

(4) 入札物件番号四

平成二十年二月十五日(金)午

後二時三十分

(5) 入札物件番号五

平成二十年二月十五日(金)午

後三時三十分

ロ 場所

北足立郡伊奈町大字小室九千四百五十四番地一 埼玉県伊奈新都市建設事務所二階会議室

五 入札保証金

入札参加者の見積もる入札金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

六 入札の無効

次のイからリまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

イ 入札者の押印のない入札書によるもの

ロ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書によるもの

ハ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

ニ 入札に参加する資格のない者がした

たもの

ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

ヘ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率に

よる額に達しない者がした

ト 代理人で委任状を提出しない者がした

チ 他

他の入札者の代理を兼ねた者がした

リ 二以上の入札書を提出した者がした

たもの又は二以上の者の代理をした者がした

七 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者

とする。

八 その他

イ 入札参加要領及び入札参加申込書は、埼玉県伊奈新都市建設事務所において配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。

ロ 入札に関し不明な点は、埼玉県伊奈新都市建設事務所(電話〇四八―七二二―一七五)に問い合わせること。

埼玉県告示第千八百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり指名競争入札に付する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川左岸南流流域下水道乾燥ばいじん収集運搬業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年3月1日から平成21年2月28日まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

荒川左岸南流流域下水道水循環センターから廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定に基づきばいじんの中間処分業の許可を受けている者が事業の用に供する処理施設

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 18 年埼玉県告示第 1543 号）に基づき、「廃棄物処理業務」の各等級に格付けされた者で、指名を受けたものであること。

3 指名されるために必要な要件

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項に規定する許可を受けている者で、事業の範囲として、ばいじんの収集運搬業の許可を受けているものであること。

(2) 平成 19 年 12 月 1 日以前に産業廃棄物（ばいじん）の収集運搬業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(3) 事故の発生又は発注者からの要請があった場合には、迅速かつ適正に対応できる者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻 8 丁目 27 番 20 号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所総務・管理担当 下地 隆芳 電話 048-861-2051

(2) 入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所

イ 期間

平成 20 年 1 月 28 日（月）から平成 20 年 2 月 4 日（月）までの午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所会議室

イ 日時

平成 20 年 2 月 5 日（火）午前 9 時 15 分

(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻 8 丁目 27 番 20 号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所総務・管理担当

イ 受領期限

平成 20 年 2 月 4 日（月）午後 4 時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便によること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 1 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 101 条第 2 項において準用する財務規則第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 1 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 102 条において準用する財務規則第 97 条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）

第 9 条の規定に該当する入札書

(4) 契約書の作成の要否

要

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第102条において準用する財務規則第94条に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and Quality of the Service to be Required

Collection and transportation of dried soot and dust emitted from the sewage treatment plant of the Arakawa Left Bank Southern District Regional Sewage System.

(2) Deadline for Submissions

By mail : 4 : 00 pm, February 4, 2008

In person : 9 : 15 am, February 5, 2008

(3) Contacts Points for More Information

Arakawa Left Bank Southern District Regional Sewage Management Office,
City Development Department, Saitama Prefectural Government
Tuiji 8-27-20, Minamiku, Saitama-shi, Saitama-ken 336-0026
Telephone 048-861-2051

埼玉県告示第十八百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり指名競争入札に付する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田 崇 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道ばいじん (セメント原料化) 処分業務その 3 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年3月1日から平成21年2月28日まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第14条第6項の規定に基づけばいじんの中間処分業の許可を受けている者が事業の用に供する処理施設

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示 (平成18年埼玉県告示第1543号) に基づき、「廃棄物処理業務」の各等級に格付けされた者で、指名を受けたものであること。

3 指名されるために必要な要件

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に規定する許可を受けている者で、事業の範囲として、ばいじんの中間処分業の許可を受けているものであること。

(2) 平成19年12月1日以前に産業廃棄物 (ばいじん) をセメントの原料として有効利用するための中間処分業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(3) 事故の発生又は発注者からの要請があった場合には、迅速かつ適正に対応で

きる者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
 〒351-0115 埼玉県和光市新倉 6 丁目 1 番 1 号 埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・管理担当 大場 光治 電話048-466-9410

(2) 入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所
 埼玉県荒川右岸下水道事務所

イ 期間

平成20年 1 月11日 (金) から平成20年 1 月24日 (木) までの午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

(3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻 8 丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所会議室

イ 日時

平成20年 1 月25日 (金) 午前 9 時45分

(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉 6 丁目 1 番 1 号 埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・管理担当

イ 受領期限

平成20年 1 月24日 (木) 午後 4 時 (必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の 1 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務

規則 (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第101条第2項において準用する財務規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の 1 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第102条において準用する財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第106号) 第 9 条の規定に該当する入札書

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第102条において準用する財務規則第94条に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and Quality of the Service to be Required

The 3rd part of disposal (cement raw material) of dried soot and dust emitted from the sewage treatment plant of the Arakawa Right Bank District Regional Sewage System.

- (2) Deadline for Submissions
By mail : 4 : 00 pm, January 24, 2008
In person : 9 : 45 am, January 25, 2008
- (3) Contacts Points for More Information
Arakawa Right Bank Sewage Management Office, Department of City Development, Saitama Prefectural Government
Nikura 6-1-1, Wako-shi, Saitama-ken 351-0115
Telephone 048-466-9410



埼玉県建設部建設課 八田 崇 臣
WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり指名競争入札に付す。

平成十九年十二月十四日

埼玉県建設 八田 崇 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化) 処分業務その4 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成20年3月1日から平成21年2月28日まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合は、当該契約を解除する。
- (4) 履行場所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定に基づけばいじんの中間処分業の許可を受けている者が事業の用に供する処理施設
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、

消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「廃棄物処理業務」の各等級に格付けされた者で、指名を受けたものであること。

3 指名されるために必要な要件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に規定する許可を受けている者で、事業の範囲として、ばいじんの中間処分業の許可を受けているものであること。

- (2) 平成19年12月1日以前に産業廃棄物(ばいじん)をセメントの原料として有効利用するための中間処分業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

- (3) 事故の発生又は発注者からの要請があった場合には、迅速かつ適正に対応できる者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・管理担当 大場 光治 電話048-466-9410

- (2) 入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所

埼玉県荒川右岸下水道事務所

イ 期間

平成20年1月11日(金)から平成20年1月24日(木)までの午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南

イ 日時

平成20年1月25日(金) 午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先
〒351-0115 埼玉県和光市新倉 6 丁目 1 番 1 号 埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・管理担当

イ 受領期限
平成20年 1 月24日 (木) 午後 4 時 (必着)

ウ 提出方法
書留郵便によること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の 1 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第101条第2項において準用する財務規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の 1 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第102条において準用する財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号) 第9条の規定に該当する入札書

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第102条において準用する財務規則第94条に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無
無

(7) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and Quality of the Service to be Required

The 4th part of disposal (cement raw material) of dried soot and dust emitted from the sewage treatment plant of the Arakawa Right Bank District Regional Sewage System.

(2) Deadline for Submissions

By mail : 4 : 00 pm, January 24, 2008

In person : 10 : 00 am, January 25, 2008

(3) Contacts Points for More Information

Arakawa Right Bank Sewage Management Office, Department of City

Development, Saitama Prefectural Government

Niikura 6-1-1, Wako-shi,Saitama-ken 351-0115

Telephone 048-466-9410



埼玉県和光市新倉六丁目一丁目一番一

号下水道事務所総務管理担当より、本公告に示した特定役務を履行できると判断した入札者であつて、財務規則第102条において準用する財務規則第94条に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田 謙 同

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

<p>中川流域下水道ばいじん（セメント原料化）処分業務その2 一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 平成20年3月1日から平成21年2月28日まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合は、当該契約を解除する。</p> <p>(4) 履行場所 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定に基づきばいじんの中間処分業の許可を受けている者が事業の用に供する処理施設</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「廃棄物処理業務」の各等級に格付けされた者で、指名を受けたものであること。</p> <p>3 指名されるために必要な要件</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に規定する許可を受けている者で、事業の範囲として、ばいじんの中間処分業の許可を受けているものであること。</p> <p>(2) 平成19年12月1日以前に産業廃棄物（ばいじん）をセメントの原料として有効利用するための中間処分業務を誠実に履行した実績を有する者であること。</p> <p>(3) 事故の発生又は発注者からの要請があった場合には、迅速かつ適正に対応できる者であること。</p> <p>4 入札書の提出場所等</p>	<p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号 埼玉県中川下水道事務所 総務・管理担当 野口 藤男 電話048-966-6033</p> <p>(2) 入札説明書の交付場所及び期間</p> <p>ア 場所 埼玉県中川下水道事務所</p> <p>イ 期間 平成20年1月11日（金）から平成20年1月24日（木）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(3) 入札・開札の場所及び日時</p> <p>ア 場所 〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所会議室</p> <p>イ 日時 平成20年1月25日（金）午前10時15分</p> <p>(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法</p> <p>ア あて先 〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号 埼玉県中川下水道事務所総務・管理担当</p> <p>イ 受領期限 平成20年1月24日（木）午後4時（必着）</p> <p>ウ 提出方法 書留郵便によること。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 入札者は、見積もった契約金額に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の1以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第101条第2項において準用する財務規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除す</p>
---	--

る。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第102条において準用する財務規則第97条又は埼玉県のもの等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第102条において準用する財務規則第94条に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and Quality of the Service to be Required

The 2nd part of disposal (cement raw material) of dried soot and dust emitted from the sewage treatment plant of the Nakagawa Regional Sewage System.

(2) Deadline for Submissions

By mail : 4 : 00 pm, January 24, 2008
In person : 10 : 15 am, January 25, 2008

(3) Contacts Points for More Information

Nakagawa Sewage Management Office, Department of City Development,
Saitama Prefectural Government
Koshigaya 4-2-82, Koshigaya-shi, Saitama-ken 343-0813
Telephone 048-966-6033

埼玉県告示第百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成十九年十二月十四日
埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年十二月七日

指令行整第一九〇〇四七一号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十日第八十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字日出安字中九三

〇一一 外一八筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字日出安一二七六

番地二

有限会社 根岸不動産

代表取締役 根岸 和男

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年十一月三十日

指令行整第一九〇一三〇一号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十日第八十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字中妻字前田一七

一九一一、一七二三一三、一七二三一

四、一七二五一一、一七二六一一、一

七二六一二(第一工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字騎西三八一一〇

松井建設株式会社

代表取締役 松井 勝

埼玉県告示第百八十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第百

一号)第四十八条第十四項の規定により

公開による意見の聴取を次のとおり行

平成十九年十二月十四日
 埼玉県知事 上田清司

一 許可しようとする建築物の建築の計画 申請者

二 意見の聴取の期日
 平成十九年十二月十八日(火)

三 意見の聴取の場所
 八潮市中央一丁目十番一
 八潮市民文化会館(八潮メセナ)
 二階 研修室(A)

四 敷地の位置

八潮市緑町一丁目四十二番の一部
 建築物の用途
 倉庫(自主防災倉庫)

午後三時三十分から

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十二月十四日から三十日間埼玉県土整備部道路環
 境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十四日
 埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

一 道路の種類 県道
 二 路線名 川越入間線
 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	川越市大字今福(元川越分) 字中台二七七八番二地先から同 市大字今福(元川越分) 字中台二七七八番一地先まで		五・九八 九・一六	二六・六三	
新			六・四三 一三・一五		

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月十四日
 埼玉県飯能県土整備事務所長
 根岸 功

一 許可番号
 平成十九年五月二十一日

二 指令飯整第一九〇〇三〇号
 二 検査済証番号
 平成十九年十二月六日
 飯整第一九〇〇四四号

三 開発区域に含まれる地域の名称
 入間郡越生町大字上野字合二三二五番二、二三二六番三、二三二七番二、二三二八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 入間郡越生町大字上野二三二八番地
 畑 和広

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月十四日
 埼玉県東松山県土整備事務所長
 谷口 建一

一 許可番号
 平成十九年八月二十一日
 第一九〇〇五三〇号

二 検査済証番号
 平成十九年十二月五日
 第一九〇一一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称
 比企郡吉見町大字地頭方字新田四〇
 一一二、四〇二一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東松山市新宿町二二一一一 ラーク

II棟二〇二号
關根 久

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年十一月三十日

第一九〇一一三〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十日

第一九〇一三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字荒子字赤城七三七

一、七三八―一の各二部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字荒子七三七

小島 和子

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十九号

九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎 本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年十月十九日

指令杉整第一九〇一二二〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月五日

杉整第一二六七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字八甫字宮田二〇

一―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町大字東大輪一五三七

―九

有限会社 協和エステート

代表取締役 塚越良一

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎 本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年十一月十五日

指令杉整第一九〇一六八〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月五日

杉整第一二七五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字西原四一九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町字西原一七番地

岩本 好弘

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十一号

昭和四十三年六月十九日行った建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四

十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

平成十九年十二月十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

取消番号 第五七号 (取) 一	取 消 年 月 日 平成十九年十一月二十六日	取り消した指定に係る道路の位置 南埼玉郡白岡町大字小久喜字冲山二〇一番 二、二〇〇番一	道路の幅員 (単位メートル) 四・〇〇	道路の延長 (単位メートル) 五〇・三〇	申請者の住所及び氏名又は名称 株式会社クリエ代表取締役 井上直人南埼玉 郡白岡町大字小久喜九四二番二
-----------------------	---------------------------	---	---------------------------	----------------------------	--

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十二号

平成四年十一月十一日行った建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

平成十九年十二月十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵 樹

取消番号 第十六号 (取)一一	取消年月日 平成十九年十一月二十六日	取り消した指定に係る道路の位置 南埼玉郡白岡町大字小久喜字沖山二〇一番 二、二〇〇番一	道路の幅員 (単位メートル) 四・〇〇	道路の延長 (単位メートル) 三四・九三	申請者の住所及び氏名又は名称 株式会社クリエ代表取締役 井上直人南埼玉 郡白岡町大字小久喜九四二番二
-----------------------	-----------------------	---	---------------------------	----------------------------	--

埼玉県教委告示第三十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成十九年十二月十四日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一日時

平成十九年十二月二十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 教職員の人事について
ロ その他

1 監査の概要

(1) 監査の対象事務

平成18年度・平成19年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関

93機関

所 管 部 局	監 査 対 象 機 関
総 合 政 策 部	秩父地域創造センター
総 務 部	浦和県税事務所、川口県税事務所、秩父県税事務所、越谷県税事務所
危 機 管 理 部	消防学校
環 境 部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福 祉 部	熊谷児童相談所
保 健 医 療 部	埼玉北福祉保健総合センター、幸手保健所

埼玉県監査委員告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき決定したので次のとおり公表する。

平成19年12月14日

埼玉県監査委員 坂本 隆 信
埼玉県監査委員 春日 敏 彦
埼玉県監査委員 竹 並 万 吉
埼玉県監査委員 島 田 正 一

監 査 の 結 果

産 業 勞 働 部	北部産業労働センター秩父支所、彩の国ビジュアルプラザ、産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門学校、川口高等技術専門学校、川越高等技術専門学校、川越高等技術専門学校飯能分校、秩父高等技術専門学校、職業能力開発センター
農 林 部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、病害虫防除所、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、農業大学校、農林総合研究センター、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター茶業特産研究所、農林総合研究センター水産研究所、農林総合研究センター水田農業研究所、花と緑の振興センター
県 土 整 備 部	さいたま県土整備事務所、東松山県土整備事務所、越谷県土整備事務所
都 市 整 備 部	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
企 業 局	庄和浄水場、発電総合事務所
教 育 局	神川げんきプラザ、上尾橋高校、浦和高校、大井高校、桶川高校、春日部東高校、川口北高校、川越工業高校、川越女子高校、駒西高校、芸術総合高校、越ヶ谷高校、児玉高校、秩父高校、常盤高校、所沢商業高校、蓮田高校、羽生第一高校、深谷第一高校、吹上高校、松山女子高校、春日部養護学校、駒西養護学校、越谷西養護学校、秩父養護学校、所沢養護学校、蓮田養護学校、本庄養護学校
警 察 本 部	警察学校、浦和警察署、蕨警察署、朝霞警察署、新座警察署、草加警察署、鴻巣警察署、川越警察署、東入間警察署、小川警察署、本庄警察署、羽生警察署、加須警察署、久喜警察署、吉川警察署

(3) 監査実施日

平成19年8月16日～平成19年11月15日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

2 監査の結果

監査において指摘事項、注意事項又は意見として認められたものは、(1)、(2)、(3)のとおりであり、その他の軽微な事項については対象機関にその都度注意をした。

(1) 指摘事項(財務)に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が違法又は不当であると認められるもの、あるいは経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるものうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの)

機関・職制名	監 査 の 結 果
都市整備部 中川下水道事務所	流域下水道維持管理負担金徴収事務については、「流域下水道維持管理負担金徴収事務処理要領」により、四半期ごとに調定することになっているが、事務処理の遅れから第1四半期分約11億4,200万円の調定が11月1日となっていた。

(2) 注意事項(違法又は不当であると認められるもの、あるいは経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの)のうち、指摘事項に該当しないと認められるもの)

機関・職制名	監 査 の 結 果
総合政策部 秩父地域創造センター	平成18年度に執行した自主防犯パトロール支援事業費補助事業において、平成18年6月に1,138,000円の交付決定を行った後、当該補助団体から一部事業の拡大について増額の要望を受けた。 本庁と調整を図り、県全体の補助予算執行状況も見極めながら、平成19年3月に、拡大する事業については新規の補助事業とすることとし、当初交付決定額を104,000円に減額して変更承認した。 その上で、新規に3,678,000円の交付決定を行ったが、この間、当該補助団体との連絡調整が十分でなかったため、交付決定前に事業が執行されてしまった。

農林部	さいたま農林振興センター	カー複写機の長期継続契約の締結に当たり、年間執行予定額が210,000円であることから予定価格調書を作成していなかったが、契約期間中の執行予定総額(805,000円)に基づき予定価格調書を作成すべきであった。
農林部	さいたま農林振興センター	JAS表示適正化推進事業では、食品表示に関して、食品表示調査員の調査報告に基づき県職員が確認指導を行うことになっている。 平成18年12月に行われた食品表示調査員の調査報告に基づき、県職員による確認指導をすべきものが31件あった。 このうち、26件の確認指導が平成19年8月に行われた。 食品表示調査員からの調査報告後、すみやかに確認指導を行うべきであった。
農林部	川越農林振興センター	JAS表示適正化推進事業では、食品表示に関して、食品表示調査員の調査報告に基づき県職員が確認指導を行うことになっている。 平成18年9月に行われた食品表示調査員の調査報告に基づき、県職員が確認指導をすべきものが14件あったが、確認指導を始めたのは12月21日からであり、確認指導が平成19年3月1日となっているものが2件あった。 食品表示調査員からの調査報告後、すみやかに確認指導を行うべきであった。
農林部	病害虫防除所	毒物及び劇物取締法に規定されるアンモニア等の劇物について、帳簿による管理及び定期的な確認がされていないものがあった。
農林部	農林総合研究センター園芸研究所	毒物及び劇物取締法に規定される塩酸等の劇物について、管理場所や管理方法が適正でなかった。また、帳簿による管理及び定期的な確認がされていないものがあった。
県土整備部	さいたま県土整備事務所	広域河川改修工事にかかる費用負担説明業務委託契約において、契約書に特記仕様書がないため、業務内容が不明確な契約となっていた。

県土整備部	さいたま県土整備事務所	鳴川排水機場保守点検業務委託では、書面による承諾を得ないで、他業者へ再委託をしていた。
都市整備部	荒川右岸下水道事務所	下水道地帯対策緊急整備計画策定業務について、平成18年度は基礎調査と検討業務、19年度は18年度の調査結果に基づく計画策定業務を内容として、それぞれ業務委託契約を締結した。 この契約に当たって19年度の契約書の特記仕様書に、内容が異なる18年度の特記仕様書が添付されていた。
都市整備部	荒川左岸南部下水道事務所	OA機器の賃貸借契約で予定価格の設定に当たり、積算をせずに前年度実績に基づく予算額を参考として設定していた。
教育局	羽生第一高校	平成19年度、コンピューター教室用のパソコン43台などの賃貸借に当たり、契約書を作成している。 契約書本文の中では、機器の品名及び数量については「別紙記載のとおり」とうたっているが、その別紙が契約書に添付されていなかった。
教育局	春日部東高校	平成19年度一般廃棄物収集運搬処理業務委託に係る見積合わせに当たり、見積参加業者3者あてに依頼文書を送付した。 しかし、文書では、当該委託業務の積算条件が不明確であったため、3者から提出された見積書は積算根拠が異なるものとなっていた。 このため、同じ条件による見積合わせが行われないうまま、業者を選定していた。
教育局	秩父高校	平成18年度に図書館を新築するに当たり、既存図書館の物品を一時別の場所に移動する必要が生じた。 このため、物品を搬出・運搬し、再度学校へ運搬・搬入するという一連の業務について、業務完了後に支払うことを条件に指名競争入札を実施した。 しかし、落札者との契約締結に当たり、業務完了後という条件ではなく、往路分の業務終了後及び復路分の業務終了後の2回に分けて支払う内容に変更していた。 しかも、2回に分けて支払うことは部分払いに該

警察本部	浦和警察署	当するが、財務規則では、役務の提供である当契約には、認められていないものであった。
警察本部	加須警察署	外部階段目隠し設置工事において、契約締結後、請負業者から防水処理の方法と支柱材料について変更の提案があったが、変更契約手続きを行わずに施工した。 契約と異なる仕様で工事が完了したにもかかわらず、完成検査も行われており、事務手続きや履行確認が不適切であった。

(3) 意見事項（事務の執行等において検討及び改善を要すると認められるもの）

機関・職制名	監 査 の 結 果
産業労働部 産業技術総合センター	産業技術総合センター研究評価委員会設置要領では、必要に応じ、同センターが実施した「研究終了から数年を経て行う追跡評価及び成果普及方針の調

保健医療部	埼玉葛北福祉保健総合センター	<p>整」を研究評価委員会で協議することになっているが、その協議が行われていない。</p> <p>「研究終了から数年を経て行う追跡評価及び成果普及方針の調整」は研究評価の重要事項であり、研究評価委員会において協議すべきである。</p> <p>特別障害者手当は身体又は精神に著しい重度の障害を有する方に対する手当であり、在宅であることが支給要件となっている。施設に入所したり、病院又は診療所に3か月以上継続して入院した場合は、支給資格が喪失する。</p> <p>現行の制度では、年1回の現況届によって支給資格を確認している。年4回の手当支給に際しては、各町あてに連絡し、受給者の現況把握に努めているが、入所・入院について、事実の把握が遅れ、過払いとなっていた案件があった。</p> <p>過払いは、不必要な事務を発生させるだけでなく、受給者にとっても、支給された手当を費消した場合などでは、その返還に大きな負担が生じる。</p> <p>このため、町との連携を一層進め、受給者への制度の周知徹底を図るとともに、受給者との連絡を密にして支給資格の確認の強化を図るなど、過払いの未然防止に努める必要がある。</p>
-------	----------------	---

埼玉県監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年12月14日

埼玉県監査委員 坂 本 隆 信
 埼玉県監査委員 春 日 敏 彦
 埼玉県監査委員 竹 並 万 吉
 埼玉県監査委員 島 田 正 一

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関	監査結果の公表年月日(県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
危機管理防 災部 消防防災課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>埼玉県防災行政無線の周波数移行整備工事(4年間で事業費約39億円)の発注に当たり、県域を4つの工区に分け、平成15年度から18年度の4年間にわたり、毎年競争入札を行ってきたところ、15年度～17年度の3年間は同じ事業者が落札し、平成18年度には、この者以外に入札参加希望者がいなかったことから、見積合わせによりこの者と随意契約を締結した。</p> <p>平成18年度の工事は結果的に競争性が発揮できなかった。工事の発注に際しては4年間の一括発注とするなど、価格競争が機能するよう発注方法に留意すべきであった。</p>	<p>今後、同様の工事発注に当たっては、価格競争性が十分に発揮されるような発注方法に努めていく。</p>
保健医療部 健康づくり支援 課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>県民健康福祉村の行政財産使用許可は、許可日が毎年4月1日であるにもかかわらず、使用料の調定は、平成17年度分については6月17日に行われていた。平成18年度分については定期監査当日(5月25日)まで行われていなかったことから、定期監査の公表において「注意」を行った。</p> <p>平成19年度についても、定期監査当日(5月24日)まで使用料の調定手続きが行われていなかった。</p> <p>昨年度の定期監査で「注意」を受けたにもかかわらず、3年間続けて同じ過ちを繰り返していることは極めて不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、毎年4月、担当内で使用許可、許可使用料調定事務の進行確認を行うとともに、その状況を所属長に報告させるなど、チェック体制の強化を図ることとした。今後は手続きが遅れることのないよう適正な事務処理に当たりたい。</p>
産業労働部 雇用対策課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>「彩の国就職支援プラザにおける就職支援事業業務委託」は、企画提案型随意契約を採用し、7社から企画提案を受け、最も優れた提案を行った者と随意契約を締結することとした。</p> <p>選定理由は、「多彩な分野のキャリアカウンセラーのローテーション配置」、「繁忙期の</p>	<p>「彩の国就職支援プラザ」は、平成19年3月31日をもって廃止した。</p> <p>新たに同様の業務委託を行う場合は、競争入札の方法により契約を締結する。</p>

2 監査の結果「注意」とした事項

		<p>キャリアカウンセラーの追加」などが優れていたためとあるが、これらの内容は、提案競技を行うに当たり、本来県が仕様書において示すべきものであった。</p> <p>業務内容を十分に検討し、合理的な仕様書を作成することにより競争入札が可能であったにもかかわらず、「県に専門性がない」ことを理由に必要な仕様も定めず、企画提案型随意契約を採用したことは適切性に欠けていた。</p>	
--	--	---	--

対象機関	監査結果の公表年月日(県報の号数)	監査の結果	講じた措置
環境部 環境政策課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>環境みらい資金貸付は貸付対象事業完了後に完了報告書を提出することとされているが、完了報告書が提出されていないものが平成16年度貸付分で1件、平成17年度貸付分で3件あった。</p> <p>また、完了報告書が提出されながら完了検査を実施していないものが、平成17年度貸付分で4件あった。</p>	<p>完了報告書未提出の平成16年度貸付分1件、平成17年度貸付分の3件については、平成19年7月に文書催告を行い、平成19年10月4日までにすべて提出された。</p> <p>完了検査未実施の平成17年度貸付分4件については、平成19年7月～8月に各環境管理事務所に検査を依頼し、平成19年10月15日にすべて完了した。</p>
保健医療部 生活衛生課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>平成19年2月に合計約29万円で3種類の動物虐待防止用ポスターを別々に3件発注した。2月20日に同一業者に2件(99,225円ずつ)、2月13日に前述の業者とは別の業者に1件(91,350円)発注しているが、分割せず一括発注を行うべきであった。</p>	<p>再発防止のため、ポスター等印刷物の作成計画を点検し、複数の印刷物を同時期に発注する場合は、一括して行うよう見直しを行った。</p>
農林部 森づくり課 (木材利用推進室長)	平成19年10月5日(第1916号)	<p>木のある生活空間づくり事業では、(社)埼玉県木材協会にパンフレットとPR看板の作成に要する費用の補助金を交付したが、単価や数量が申請時と大幅に変更されており、変更時点で内容の確認を行うべきであった。また、交付決定が1月10日と遅く、看板の内容も協会のPRの要素が高く、県産木材の利</p>	<p>補助金を交付するに当たり、実施主体が単価や数量を申請時と大幅に変更しようとする場合は、変更時点で内容の確認を行うものとする。また、平成19年度の補助金交付決定は、10月29日までにやっており、今後、同様の看板作成に対して補助を行う際には、補助目的達成の観点から、作成する看板の内容についての指導を行う。</p>

			用啓発という目的の達成には不十分であった。	
都市整備部	公園課	平成19年10月5日(第1916号)	公園自家用電気工作物保安管理業務委託で、契約書に仕様書が添付されていないため、業務内容が不明確な契約となっていた。	平成19年度の契約に当たっては、仕様書を契約書に綴じ込み業務内容を明確にした。また、他の契約書についても契約内容に不備がないように、起案の段階で契約書等必要書類を添付させ、再発防止に努めている。
教育局	義務教育指導課	平成19年10月5日(第1916号)	「教育に関する3つの達成目標」冊子印刷契約において、「既成の印刷物の増刷」に当たり著しく有利な価格で契約を締結できるとの理由により1者随意契約を行っていた。しかしながら、参考として1者から参考見積書を徴取したにとどまり、著しく有利かどうかの検証が不十分であった。	再発防止のため、契約事務に当たってはチェック体制を強化するなど適正な事務処理の徹底を図ることとした。

3 監査の結果「意見」とした事項

対象機関	監査結果の公表年月日(県報の号数)	監査の結果	講じた措置
出納局	平成18年10月3日(第1813号)	県が保有する購入金額100万円以上の備品及び動物(以下「重要物品」という。)は、6,588点であり、そのうち、ほとんど使用されていない重要物品は506点(全体の7.7%)である。関係課所においては、重要物品の適正管理を徹底し、有効活用への取組を早急に実施すべきである。出納局においては、物品の取得、管理及び処分に関して指導権限を有しているので、こうした使用されていない重要物品の有効活用に向け、指導の徹底や情報提供、幹旋等を行う必要がある。また、近年、電子機器類のリース方式による導入例が多いが、その取扱いは物品の管理例に準ずるとされているのみである。財務規則等の見直しや取扱基準などを明確にする必要がある。	平成18年4月に重要物品の使用状況を調査し、その結果に基づき、6月に使用されていない重要物品の処理方針等を報告させた。また、6月の財務研修で有効活用や適正管理の指導を実施した。7月から調査資料に基づき、会計実地検査で指導している。さらに、9月に重要物品の適正管理・有効活用について、全課所長あて通知した。 11月には「物品管理事務の手引」を改訂して全課所に配布し、指導の徹底を図った。 電子機器類のリース方式については、財務規則第187条で県有物品の管理に関する規定を準用する旨が明確に定められている。規定の遵守や取扱いについては、財務研修(本年5～6月に5会場で開催)等で指導を行った。 リース方式が、近年、増加している状況を踏まえ、平成19年4月に借用動産(リース物品)全庁調査を実施した。調査結果によると、借用動産のうち、リース

				<p>方式等による電子機器類の賃貸借契約が約9割以上を占めていた。主な課題としては、備品出納簿へ記載していない事例が見受けられることである。そこで、規定や備品出納簿への記載など借入資産の適正な管理について周知徹底を図るため、平成19年9月14日付けで各課所あて通知した。</p>
教育局	いずみ高校	平成19年2月27日(第1853号)	<p>学校から離れた場所に西農場(8,757㎡)を所有しているが、利用されていない。今後の利用見通しを踏まえ、資産の有効活用を図る必要がある。</p>	<p>学校教育活動での活用方法を校内で検討し、当面、園芸の実習等に活用することとした。併せて、本校以外での利用についても、教育局全体で資産の有効活用という観点から検討を行っていく。</p>
環境部	資源循環推進課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>県では、自ら適正に産業廃棄物进行处理することが困難な県内中小企業や自ら最終処分場を確保することが困難な市町村を支援するため、平成元年度に計画埋立量271万トンの環境整備センターを設置し、平成18年度末までに約123万トンの埋立を行った。</p> <p>この間、廃棄物処理法等の基準を上回る厳しい受入基準の設定と徹底した情報公開などにより、地元寄居町や地域住民等と協調しながら埋立を行ってきたものの、産業廃棄物の埋立量は約10万トンにとどまっている。このため、産業廃棄物の円滑な受入が図れるよう、受入品目や受入基準を見直す必要がある。</p> <p>併せて、県内各地に残された廃棄物の山の、環境整備センターへの受入も検討する必要がある。</p>	<p>環境整備センターの受入品目や受入基準については、センターの設置・運営に係るこれまでの経緯や、住民との信頼関係を十分踏まえ、慎重に検討していく。</p> <p>また、上記を踏まえ、「廃棄物の山」を構成する廃棄物の受入についても検討をしていく。</p>
環境部	資源循環推進課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>彩の国資源循環工場は、環境産業の集積と廃棄物最終処分場の拡大を図ることとして、「第Ⅱ期事業」を進めている。</p> <p>しかし、第Ⅰ期工事により整備されたリサイクル工場の平成18年度の処理実績は15.3万トンであり、稼働率は施設設置許可量70万トンの約22%と、計画稼働率の30%を下回っている。</p>	<p>彩の国資源循環工場については、第Ⅰ期事業の実施状況の効果検証を実施し、その結果及び地元市町村の住民の意向を来年度本格的に検討する第Ⅱ期事業に反映させていくこととしている。</p> <p>その中で、第Ⅱ期事業の産業集積のあり方についても検討していきたい。</p>

			<p>また、近隣都県では産業廃棄物の大規模施設が相次いで整備されている。 このようなことから、第Ⅱ期工事の産業の集積のあり方について、検討する必要がある。</p>	<p>関係施設に対して、原則として事前通告をせず、食品衛生法第28条に基づく立入検査を実施することとした。</p>
保健医療部	食品安全課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>不二家埼玉工場で消費期限切れの材料を使用し、商品を出荷していたという事件があったほか、国の内外を問わず、食の安心・安全を巡って様々な事件が起こっている。県民の食の安心・安全への関心が高まっており、食品衛生監視指導の強化が求められる。 立入検査に当たり、責任者の立会いや関係書類の準備のため、大型製造施設などには事前に検査日を通告している事例もあつた。 食品営業施設等への立入検査に当たっては、事前通告なしの検査を原則とすべきである。</p>	<p>1 市町村が行っている犬の登録・狂犬病予防注射事務の実情を把握するため、各市町村に対して調査を実施した。その結果に基づき、市町村担当者と会議等を開催して、当該事務を推進するための取組みについて、市町村担当者へ呼びかけることとした。 2 犬・ねこの遺棄防止ポスターを作成し、保健所、市町村に配布するとともに、県広報誌に掲載して広く県民に広報するなど、飼い主のモラル向上に努めることとした。 マウロチップの装着については、動物病院や動物取扱業等への啓発ポスターの掲出を行うほか、街頭での啓発リーフレットの配布活動を行うなどして普及に努めることとした。</p>
保健医療部	生活衛生課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>狂犬病は人を含めた全てのほ乳類に感染する人畜共通の感染症で、発病すると治療方法がなく100%死亡するウイルス性の病気である。 昭和32年以降、海外で犬にかまれ発病して帰国後に死亡した事例はあつたものの、日本国内では発生していない。 東南アジアをはじめ中国、韓国、米国、ロシアなど多くの国で狂犬病が発生しており、世界的には狂犬病清浄国はわずかである。犬を輸入する場合は検疫が義務づけられているが、狂犬病汚染地域からも輸入されており、病気が国内に持ち込まれる危険性がある。 狂犬病予防法では、犬の所有者には市町村での犬の登録と毎年1回予防注射の接種が義務づけられている。しかし、本県には多数の未登録犬があり、また登録犬の予防注射接種率は71.7%(平成18年度)である。市町村が狂犬病予防法に基づき登録、鑑札・注射済証</p>	

			<p>の交付を行っているが、県は市町村と緊密に連携を取りながら、登録や予防注射の普及促進を図るべきである。</p> <p>また、県は飼い主が犬・猫等を遺棄しないよう飼い主のモラル向上を図るとともに、飼い主の特定を容易にするため、マイクロチップの装着の普及を図る必要がある。</p>	
<p>産業労働部</p>	<p>金融課</p>	<p>平成19年10月5日(第1916号)</p>	<p>中小企業向けの制度融資は8資金で16制度あるが、資金の用途は設備資金と運転資金の2種類である。</p> <p>資金ごとに融資の対象者、限度額、貸付期間、利率、保証料率、担保・保証人の有無等が定められているが、中小企業にとって分かりやすい仕組みに見直す必要がある。</p> <p>埼玉県信用保証協会は、毎年度、当該事業年度の収支差額を基金準備金に積み立てており、その額は約330億円(平成18年度)までになった。</p> <p>国は責任共有制度の導入(平成19年10月)に向けて、金融機関との負担割合を見直したが、県は協会との損失補償の負担割合の見直しや信用保証料率の引下げを協会に要請すべきである。</p>	<p>平成17年度に「事業開拓支援資金」などの4資金を「産業創造資金」の1資金に整理統合するなど、これまで、資金体系の簡素化等に努めてきた。今後中小企業者の多様な資金需要に応え、利用しやすい制度となるよう研究していきたい。</p> <p>責任共有制度導入に伴う保証料改定に当たって、中小企業者に対し特段の配慮を行うよう平成19年7月12日に知事名で要請した。これを受け、信用保証協会では10月1日の保証料率改定において、県制度融資については基本保証料率より最大0.31ポイントの引下げを実施した。</p>
<p>農林部</p>	<p>農村整備課</p>	<p>平成19年10月5日(第1916号)</p>	<p>農業集落排水は、農村地域における生活環境の改善はもとより、きれいな河川をよみがえらせるためにも重要な事業である。</p> <p>しかし、事業主体である市町村等の財政状況が厳しいことから整備が進んでいない。</p> <p>一方、加須市においては全国に先駆けPFIの手法を導入し、従前の手法であれば完成までに20年程度かかるところを3年程度に短縮するとともに、経費も3割程度削減するなど大きな効果をあげている例がある。</p> <p>今後、この手法を例に、他の市町村にも普</p>	<p>平成19年8月29日に開催した農林振興センター整備支援担当者会議において、加須市で導入したPFIの手法について、市町村への周知を徹底するよう依頼した。平成19年10月19日に開催した埼玉県農業集落排水事業連絡協議会において、市町村へPFIの手法の説明をし、導入を働きかけた。新規地区を予定している市町村に対しては、個別に農業集落排水事業の推進と併せてPFIの手法についても説明し、検討を依頼している。</p>

			<p>及拡大し、農村生活の向上や水環境の改善を促進する必要がある。</p>	
都市整備部	設備課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>埼玉県設備工事特別共通仕様書では、中間検査は発注者が必要と認めるとき実施することになっている。中間検査は原則として請負契約額1千万円以上の設備工事については、工事検査員が行う検査対象とされている。平成18年度に都市整備部設備課で発注した1千万円以上の設備工事50件のうち38件(76%)について中間検査が行われていなかった。</p> <p>完了検査では確認できない工事内容もあることや入札契約制度改革が進み公共工事の品質確保が重要となっていることから工事検査の充実が求められている。このようなことから中間検査の強化に努める必要がある。</p>	<p>中間検査が困難な工事(特殊な工事や施工時期が限定される工事)を除き、7月1日より中間検査を実施する旨の取扱いを定め、職員に周知して実施している。</p>
企業局	地域整備課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>地域整備事業会計では、大利根豊野台テクノタウンの造成事業に関連し、昭和59年度から61年度にかけて、テクノタウン造成予定地内の土地20,203.8㎡(簿価161,911,232円)を国道125号練栗橋大利根バイパス用地として、土木部(現県土整備部)に転売することを前提に取得した。しかし、バイパス建設は平成19年度にようやく事業に着手したところであり、長期間遊休資産となっている。</p> <p>これにより、地域整備事業会計は20年以上も資産を利用してはいないばかりか、平成13年度までは草刈り等の維持管理費も負担していた。</p> <p>企業局は、県土整備部に対して速やかな対応を求めるとともに、売却価格の設定、維持管理責任の所在や費用負担等について協議を行い、企業経営に損失が発生しないような合意形成を早急に取りまとめる必要がある。</p>	<p>県土整備部に対して、適正な価格で速やかに用地買収を行うよう働きかけていく。なお、用地買収が行われるまでは県企業局の資産であるが、土木部(現県土整備部)に売却することを前提に取得した経緯を踏まえ、県土整備部と協議の上、維持管理費を負担していただいているところである。</p>
企業局	電気課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>企業局は、平成19年度末を目途に電気事業</p>	<p>県営電気事業の廃止に伴い、滝沢発電所の建設や浦</p>

			<p>を廃止し、事業資産を事業継続可能な民間事業者に有償譲渡するとしている。 事業廃止を前提に、現在、滝沢発電所の建設や浦山発電所の企業債利息の財源として交付された8億円余の国庫補助金の返還について関係機関と協議を行っている。 しかし、事業廃止後においても発電所の機能は維持され、電力は継続して供給されることから、国庫補助金返還の免除又は減額について強く国に求めていく必要がある。</p>	<p>山発電所の企業債利息の財源として交付されている国庫補助金の取扱いは、国等と度重なる協議を行い、さらに、返還の免除又は減額を要請しているところである。</p>
<p>企業局</p>	<p>水道業務課</p>	<p>平成19年10月5日(第1916号)</p>	<p>南部工業用水道事業の契約水量は、昭和57年度以降年々減少しており、今後ともこの傾向が続く場合、経営状況は年々厳しくなっていくものと想定されている。 新規需要の開拓や雑用水の利用拡大等の経営改善に向けた取組と並行して、雑用水供給に係る施設建設費の補助対象化、企業債の繰上げ償還の要件緩和等の制度改正について国に強く働きかける必要がある。</p>	<p>工業用水道事業に係る国への働きかけは、(社)日本工業用水協会を通じて国に対して要望しているところである。 直近では、平成19年7月に、平成20年度政府予算編成に際し、雑用水供給に係る施設建設費の補助対象化、企業債の繰上償還制度の拡充及び改築事業に係る補助制度の拡充等を盛り込んだ「工業用水道事業施策に関する要望書」を経済産業省その他の関係省庁へ提出した。</p>

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二(代表)	埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇(代表)
-----	---------------	------	------------------------	-----	---	---	-----	---